

広川町地域クラブ活動指導員登録バンク運営要項

1 趣旨

この要項は、広川町地域クラブ活動指導員登録バンク設置要綱に基づき、地域クラブ活動指導員の円滑な活用に向けた必要事項を定めるものとする。

2 地域クラブ活動指導員

地域クラブ活動指導員として広川町地域クラブ活動指導員登録バンクに登録する指導員（以下「登録指導員」という。）は、広川町教育委員会事務局が適任と認めた者とする。

3 登録指導員の活用

広川町地域クラブ活動指導員登録バンクは、登録指導員の活用を図るため、次のことを行う。

- (1) 登録指導員の活用の仕方について、広報ひろかわ及びホームページ等により周知徹底を図る。
- (2) 登録指導員が積極的に活用されるよう学校へ働きかける。

4 登録指導員と指導種目

登録指導員と指導種目は、別表のとおりとする。

5 資格要件

指導する地域クラブ活動に係る専門的な知識・技能に加え学校教育に関する十分な理解を有する者で、下記の(1)～(4)の資格要件に該当し、かつ(5)～(7)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公務員（設置者により兼職兼業が認められている者を除く）でない者
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条の欠格事項に該当しない者
- (3) 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、その他地域クラブ活動指導員として不適格と認められる事項がない者
- (4) 20 歳以上である者
- (5) 教員免許を授与された経験がある者（有効・無効を問わない）
- (6) 公益財団法人日本運動協会等の中央競技団体認定の指導者資格を有している者
- (7) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校において、指導経験がある者
- (8) その他教育委員会が認める者

6 登録申請の手続き

登録を希望する者は、ホームページ上より必要書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送する。

- (1) 登録申請書（様式第 1 号）

※上記 5（6）に該当する者は、登録証の写しを添付すること

- (2) 登録者個票（様式第 2 号）

※過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽写真を貼付すること

- (3) 長型 3 号封筒（返信用 宛先明記・110 円切手貼付）

7 申し込み先

宛先 〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804-1

広川町教育委員会事務局生涯学習課 地域クラブ活動指導員担当

Tel (0943) 32-0093

- 8 受付開始日
令和5年3月25日（月）から
- 9 登録に係る選考審査
 - ・提出書類と面接による選考審査を実施し、合格者のみ登録となる。
 - ・登録申請到着後、面接日等を連絡する。
 - ・選考審査結果通知書については、面接終了後、2週間以内に本人へ通知する。
 - ・面接選考審査は、5の資格要件において、(5)及び(6)に該当する者を免除とする。
- 10 登録期間
登録指導員の登録期間は、3年とする。
- 11 登録の更新及び追加登録
 - (1) 登録期間が満了したときは、登録指導員は広川町地域クラブ活動指導員登録バンク登録更新申請書（様式第3号）により更新の手続きを行うことができる。
 - (2) 広川町教育委員会事務局は、必要と認めた場合、年度途中でも登録指導員の追加登録をすることができる。
- 12 登録期間中における変更
登録期間中において登録内容に変更が生じた場合は、登録指導員は変更届（様式第4号）を広川町教育委員会事務局へ提出する。
- 13 登録の取消し
登録指導員として不適格と認められる行為があった者について、広川町教育委員会事務局は、その登録を取り消し、解任することができる。
- 14 登録指導員の任務
 - (1) 登録指導員は、広川中学校において、指導に従事するものとする。
 - (2) 登録指導員は、事前に広川中学校の校長及び担当教諭等と十分な打合せを行い、広川町地域クラブ活動の運営方針（R5.6月改訂）を厳守して、教育的な指導を心がけるとともに、事故防止に十分留意する。
 - (3) 登録指導員は、研修等に積極的に参加するなど、自己の指導力・資質の向上に努めることとする。
 - (4) 登録指導員は、登録バンク登録結果通知書（様式第5号）を保管するものとする。
 - (5) 登録指導員は、広川町教育委員会事務局が指定する研修に参加する。
- 15 登録指導員の照会
照会の対象となる団体
○ 広川中学校
- 16 照会の手順
 - (1) 広川中学校長は、登録指導員の希望がある場合、広川町教育委員会事務局へ登録者の照会について（様式第6号）により依頼する。
 - (2) 広川町教育委員会事務局は、要請に応じて登録指導員を選出し、広川中学校長に登録者の照会について（様式第7号）により通知する。
 - (3) 広川中学校長は、照会を受けた登録指導員と事前に指導内容等について十分な打合せを行う。
 - (4) 広川中学校長は、配置希望と配置条件が合致した際は、登録指導員を地域クラブ活動指導員として決定し、広川町教育委員会事務局へ申請する（様式任意）。
 - (5) 広川町教育委員会事務局は、決定した地域クラブ活動指導員の学校への派遣手続きを行う。
- 17 個人情報の保護
収集した個人情報は、地方公務員法第34条により適正に保管する。